

# 令和5年度事業計画

(令和5年7月1日から令和6年6月30日まで)

## 基本方針

当協会は、平成25年に公益社団法人へと移行して、10年の節目を迎えました。平成23年に発生した東日本大震災を皮切りに令和に入ってから何度重なる大地震、集中豪雨による大洪水、さらには新型コロナウイルス感染拡大などにより、長期にわたり社会全体が大きな打撃を受けてまいりました。その度に知恵と工夫で乗り切り、多少なりとも打たれ強い体質が築かれた10年の歩みとなりました。

どのような状況下においても我々の目指した公益法人制度のもと、専門的能力を結集して、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与し、もって公共の利益の増進を図るという目的は変わりません。また、官公署から、そして国民から支持される土地家屋調査士の組織になるため、個々の社員が意欲を持ってニーズを探り、常に創意工夫と研鑽の意識を持たなければなりません。

震災復興型登記所備付地図作成作業は今年入札予定の、いわき市小名浜地区が最後となり、今後は従来型の地図作成作業となりますが、地域社会において地図が備え付けられる事の重要性と有益性に鑑み、土地家屋調査士ならではの知見をもって貢献活動として努めて参ります。

また、大きな社会問題となっている所有者不明土地問題については、民法や土地基本法など、改正法令周知への広報活動や、市町村の管理不全土地を発見した際の自治体への報告業務を強化するなど、所有者不明土地発生の未然防止に協力して参ります。

私たち協会は、引き続き公共嘱託登記業務のさらなる適正化と迅速化を目指し、地域に貢献する組織として不特定多数の利益の増進に寄与するため、以下の事業に取り組んで参ります。

1. 公共嘱託登記に係る受託事業
2. 地図整備の促進に係る受託事業
3. 境界や公共嘱託登記に関連する知識の普及啓発事業
4. 災害等における復旧・復興に向けた支援

## <総務部>

1. 公益社団法人としての法令遵守、内部統治のさらなる充実を図るための活動
  - ア. 法令及び諸規則の内容と事務処理が円滑に図れるよう、運用マニュアルの検討を行う。
  - イ. 各種説明会、研修会に参加し情報収集を行う。
  - ウ. 各部が行う事業活動に対して連携を図る。
2. 情報開示に関する活動
  - ホームページを介しての情報公開を行う。
3. 関係団体との連携強化
  - ア. 福島県土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟との協力関係を図る。
  - イ. 全公連、東公連及び各県協会並びに他土業との情報交換や交流を図る。

## <経理部>

1. 公益法人として法令を遵守し、適正な会計処理と予算執行を行う。
2. 法令及び規則に沿った運営体制の構築、円滑な事務処理の検討を行う。
3. 健全な協会の体制維持に必要な運営費用の検討を行う。

## <業務部>

1. 官公署が行う嘱託業務についての適正な対応
  - ア. 受託業務の円滑な処理を推進し、併せて業務処理の効率化を図る。
  - イ. 震災復興型登記所備付地図作成作業等の、災害復興関連事業への適正な対応を行う。
2. 受託業務の処理に関する対応
  - ア. 業務管理基準に従い業務の適正指示及び業務管理を行う。また、業務管理の効率化を図るため業務管理システムの円滑な運用を推進する。
  - イ. 業務成果の適正な管理と有効な活用を図るため、GIS情報の蓄積を推進する。
  - ウ. 地図作成に関する成果の向上と効率化の検討を行う。
  - エ. 関係官公署との打合せを綿密に行い、適正な業務処理に努める。
3. 電子データ化した郡山市道路境界査定資料の、当協会GISによる一般公開を推進する。

## <企 画 部>

### 1. 研修会の開催

- ア. 学識経験者等を講師とした国民を対象とする講座を開催する。
- イ. 社員に対する研修会を開催する。

### 2. 相談会の開催

- ア. 国民を対象とする「境界問題や不動産の登記」に関する相談会を開催する。
- イ. 官公署等からの相談に対応する。

### 3. 災害時における応急対策業務の支援体制を構築する。

### 4. 福島県歴史資料館収蔵資料の収集と公開

### 5. 官公署に対し講師を派遣する。

### 6. 公益目的事業に関する普及啓発活動